

平成28年度
市民活動団体等と行政との協働によるまちづくり
(市民活動団体等による環境未来都市推進支援事業補助金)

応募の手引き



北九州市市民文化スポーツ局

目 次

| | |
|--------------------|----|
| 1 事業の目的 | 1 |
| 2 応募の手続き | 1 |
| (1) 応募資格 | 1 |
| (2) 応募できる提案数 | 1 |
| (3) 補助額 | 1 |
| (4) 提案事業の要件 | 2 |
| (5) 事業の実施期間 | 2 |
| (6) 提出書類 | 2 |
| (7) 募集期間・提出先等 | 2 |
| (8) 補助金の交付対象経費 | 3 |
| 3 申請・審査スケジュール | 4 |
| 4 選考基準 | 5 |
| 5 北九州市環境未来都市計画のテーマ | 6 |
| 各テーマの具体的な取り組み内容 | |
| テーマ1 | 7 |
| テーマ2 | 7 |
| テーマ3 | 7 |
| テーマ4 | 8 |
| テーマ5 | 8 |
| テーマ6 | 9 |
| テーマ7 | 9 |
| テーマ8 | 10 |
| テーマ9 | 10 |
| (申請書類様式) | |
| 補助金交付申請書(様式第1号) | 11 |
| 提案企画書(様式第2号) | 13 |
| 収支予算計画書(様式第3号) | 14 |
| 団体の概要書(様式第4号) | 15 |
| 団体の構成員名簿(様式第5号) | 17 |

1 事業の目的

「市民活動団体等による環境未来都市推進支援事業」は、北九州市環境未来都市計画が掲げる目標達成に向け、積極的に取り組む市民活動団体等を支援するため、団体の新しい発想や専門性等を活かした提案を募集し、市と協働して取り組むことで、地域や都市の中で人が輝く、賑わい・安らぎ・活力のあるまちづくりを推進します。

2 応募の手続き

(1) 応募資格

この事業に応募できる団体は、北九州市内に活動の拠点を持つ非営利法人または非営利法人を含む協議体とし、具体的には次の要件を満たすものとします。

A 非営利法人

- ①北九州市内に主たる若しくは従たる事務所を有する法人であること
- ②法人を規定する法律等や団体の定款等で非営利性が明確な団体であること
- ③団体の構成員が10名以上であること
- ④年間の活動計画があり事業収支が明確であること
- ⑤1年以上の活動実績を有し、その実績を示せること
- ⑥政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条2号に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に定める暴力団員、又は暴力団と密接な関係を有する者が構成員に含まれる団体でないこと
- ⑨その他補助を行うことが不相当と認められる団体でないこと

B 協議体の場合

- ①Aの条件を満たす中核団体を一つ定め、その代表者を協議体の代表者としていること
- ②協議体の構成団体は5団体以下とし、その過半数がAの条件を満たすこと
- ③協議体の構成団体となる団体は、Aの④～⑨の条件を満たすこと

(2) 応募できる提案数

1 団体あたり 1 提案とします。

(3) 補助額

事業に係る経費のうち、補助の対象となる経費の5分の4以内で、100万円を上限に補助金を支出します。(一万円未満切捨て)

(4) 提案事業の要件

北九州市環境未来都市計画のテーマに関する課題・目標の解決（達成）を促進する事業とし、次の要件を全て満たす事業とする。[別紙：テーマ参照]

- ①主たる事業活動が、北九州市内で実施されるもの
- ②公益性が高い事業で、市と協働して取り組む必要性があるもの
- ③市民サービスの向上に具体的な効果・成果が期待できるもの
- ④協働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が期待できるもの

※北九州市及び北九州市の外郭団体から補助金の交付を受けている活動は除きます。

※補助金の交付は、同一団体の同一事業に対しては1回限りとします。ただし、交付決定を受けた事業に新たな企画を加えて、その事業がステップアップしたと認められる場合は、翌年度に限り、申請を行うことができます

(5) 事業の実施期間

事業の実施期間は、平成28年4月1日から平成29年3月末までとします。

(6) 提出書類

応募に当たっては、下記の書類を提出してください。

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②提案企画書（様式第2号）
- ③収支予算計画書（様式第3号）
- ④団体の概要書（様式第4号）
- ⑤団体の構成員名簿（様式第5号）

・様式については、北九州市市民活動サポートセンターのホームページ（キラキラネット）から電子データで取得することができます。

・提出された書類はお返しいたしませんので、必ずコピーをとっておいてください。

(7) 企画書(案)募集期間

平成28年2月2日(火)から2月26日(金) ※様式2～4号をご提出ください。

(8) 申請書募集期間

平成28年4月1日(金)から4月28日(木)

(9) 提出先・提出方法

- ①提出先 北九州市市民文化スポーツ局市民活動推進課（市民活動サポートセンター内）
所在地 北九州市八幡西区黒崎三丁目15-3（コムシティ3階）
電話：645-3104（担当：沖野、飯尾）
- ②提出方法 事前に連絡の上、持参してください。（郵送不可）

(10) 補助金の交付対象経費

| 科 目 | | 内 容 |
|-----|---------|---------------------------------------|
| 1 | 人件費 | 事業を実施するために雇用したアルバイト等の賃金(団体の構成員以外) |
| 2 | 報償費 | 講師や通訳など外部の専門家に対する謝礼 |
| 3 | 旅費・交通費 | 事業を実施するために必要な出張旅費や交通費等 |
| 4 | 委託費 | ホームページの作成や会場テントの設営等、事業の一部を他に委託するための費用 |
| 5 | 備品費 | 単価10万円未満の備品の購入費 |
| 6 | 消耗品・材料費 | 事業実施に直接必要な事務消耗品、材料、書籍等の購入費 等 |
| 7 | 印刷製本費 | ポスター、パンフレット等のコピー、印刷代 等 |
| 8 | 使用料 | 会場借上料、車両・機器等の賃借料 等 |
| 9 | 役務費 | 郵便代、宅配便代、保険料、クリーニング代 等 |
| 10 | 管理運営費 | 事業に必要な管理運営費(但し1～9の経費合計の20%とする) |

※10の管理運営費を補助対象経費に含める場合、精算時に根拠資料の提示を求めます。

(例：事業専従者の出勤簿、給与支払い額のわかるもの、事務所家賃の支払い事績等)

※「補助額+直接事業収入」が、総事業費を超えた場合、超過相当額の補助金を減額します。

次の経費については、補助対象経費としない。

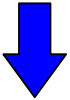
- (1) 事務室の賃貸料、事務機器のリース料、通信費、光熱水費等のうち団体の経常的な活動に係る経費
- (2) 事業の企画、運営など活動の中心部分の委託に係る経費
- (3) 飲食費
- (4) 机・椅子・事務機器等、事務所用備品の購入経費
- (5) 購入価格が10万円以上の備品の購入経費
- (6) 領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
- (7) その他市長が適当でないと認める経費

※ 補助金交付申請書の誓約事項に事実と相違することが判明した場合は、補助金の交付決定を取り消すとともに、交付済補助金を返還していただきます。また、決定を取り消した場合に生じた損害について市は賠償の責めを負いません。

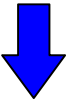
3 申請・審査スケジュール

1 企画書（案）提出

2月26日(金)締切

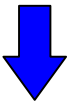


2 市担当課との協議

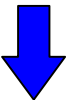


3 申請書類提出

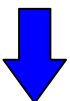
4月28日(木)締切



4 事前審査（資格要件審査）

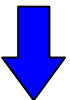


5 第一次審査（書類審査）



6 第二次審査

（公開プレゼンテーション）

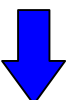


7 団体と市担当課との協議

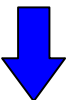
役割分担等の確認



8 補助金の支払い



9 事業の実施



10 事業の実績報告

提案企画書（様式第2号）、収支予算計画書（様式3号）、団体の概要書（様式4号）を記入して、市民活動推進課へご提出ください。市担当課とのマッチングを行います。マッチングが調いましたら、企画内容について協議を行ってください。

提案企画書及び収支予算計画書には、市担当課と協議を行った内容を記入の上、その他の様式と併せてご提出ください。内容の聞き取り等がありますので持参をお願いします。

学識経験者やNPOに関する有識者等からなる「事業選定検討会」において、別表の「選考基準」に基づき書類審査を行います。審査結果を基に、市が第一次審査通過団体を決定し、文書で通知します。

提案事業のプレゼンテーションを行っていただき、「事業選定検討会」構成員の質疑に対応していただきます。「選考基準」に基づいて審査を行い、市がその審査結果を基に採択団体を決定します。結果は文書で通知します。

事業目的や課題を共有したうえで、役割分担等を明確にするため、事業開始前に改めて協議機会を設けることとしています。

6月下旬頃（予定）、団体の口座に補助金を振り込みます。

事業終了後20日以内に所定様式で実績報告をしていただきます。

4 選考基準

| 評定項目 | 選考に当たってのポイント |
|-------------------|--|
| 申請団体(協議体)の実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会や地域課題の解決へ寄与したことがわかる事業報告がなされており、今回の提案事業を効果的に実施できることが推測できるか。 ・ 適正な団体運営がなされており、今回の提案事業を効果的に実施できるだけの財政基盤があるか。 |
| 課題、対象の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案は、環境未来都市における課題を的確に把握しているか。 ・ 適切な対象者に対して、課題解決に向けた働きかけを行うことが明確に示されているか。 |
| 先駆性、モデル性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案の内容が、地域の特性や申請団体の得意分野を踏まえたもので、先駆性や独自性を有しているか。 ・ 提案の内容は、今後、一つのモデルとして、他の団体の活動に示唆を与えることが期待できるか。 |
| 事業効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の実施により、質の高いあるいは多様な市民サービスの提供が可能であるか。 ・ 提案事業の実施により、課題解決につながる、具体的な効果・成果が期待できるか。 |
| 事業の実現可能性 費用対効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施計画そのものに無理がなく、計画通りに実施することが可能であるか、また、そのための実施体制を組んでいるか。 ・ 地域住民などの理解を得られないことや法的問題などにより実現が困難となることはないか。 ・ 提案事業の予算経費積算は、無駄のない妥当なもので、参加者や対象者等、事業の規模に見合ったものとなっているか。 |
| 協働の有効性 相乗効果 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施に当たり、提案団体と市の担当課の役割分担が妥当なものとなっているか。 ・ 提案団体と市が協働して、お互いを補完することにより、より質の高いサービスが提供できるなどの相乗効果が期待できるか。 |

5 北九州市環境未来都市計画のテーマ

次のテーマに関し、NPO法人や市民活動団体の新しい発想や専門性を活かした提案を募集します。

| |
|---|
| テーマ1（環境1） 低炭素・省エネルギー |
| ①地域でエネルギーを賢く無駄なく使いこなす都市になる。 |
| ②再生可能エネルギーを中心に多様なエネルギー源を持つ都市になる。 |
| ③公共交通機関や自転車の利用など環境に優しい交通体系を構築し、低炭素な都市になる。 |
| テーマ2（環境2） 水・大気 |
| ①途上国の主要都市を中心に現地の人々と協力して環境改善に取り組み、世界に貢献する都市になる。 |
| ②海外の技術者や研究者が行き交う都市になる。 |
| テーマ3（環境3） 自然環境・生物多様性 |
| ①市民が多様な自然と触れ合うことができる都市になる。 |
| ②多世代の住民が環境保全の取組を行うなど、社会的な連帯感が回復・維持されている都市になる。 |
| テーマ4（環境4） 3R |
| ①高い技術により、レアメタルなど産業活動に必要な資源を確保する資源リサイクル拠点となる。 |
| ②時代の要請に応じた3Rの社会システムやリサイクル技術を継続的に生み出す都市になる。 |
| ③市民生活において3Rが定着し、産業界では3Rを意識した企業活動が行われている都市になる。 |
| テーマ5（超高齢化対応1） 地域医療 |
| ①地域が一体となって健康づくりに取り組む都市になる。 |
| ②充実した医療サービス（リハビリテーションを含む）を安心して受けることができる都市になる。 |
| テーマ6（超高齢化対応2） 地域の介護・福祉 |
| ①高齢者が身近な地域で、自主的に健康づくりを推進する都市になる。 |
| ②高齢者の知恵や経験を活用することで高齢者が生きがいを持って活躍できる都市になる。 |
| ③支援の必要な人を地域で「見守り」「支えあい」「つなぐ」仕組みが充実した都市になる。 |
| テーマ7（超高齢化対応3） 子育て・教育 |
| ①地域社会全体で子どもの教育に参画できる都市になる。 |
| ②安心して子どもを産み育てることができる都市になる。 |
| ③子どもが「ものづくり」の大切さを自然に身につけ、これを誇ることができる都市になる。 |
| テーマ8（その他1） 復興支援と災害リスクの軽減 |
| ①環境未来都市での取組成果（エネルギーマネジメントやリサイクル等）を活用して東日本大震災の被災地の復興に貢献する都市になる。 |
| ②我が国全体の危機管理の一翼を担う都市になる。 |
| テーマ9（その他2） 国際環境ビジネス |
| ①スマートコミュニティ創造事業の実証による製品やエネルギーマネジメントシステムをパッケージ化するなど、ビジネス展開する都市になる。 |
| ②民間企業の持つ優秀な技術力と本市の持つ事業管理ノウハウをパッケージ化し、海外ネットワークを活用して官民一体となって、アジアで水ビジネスを展開する都市になる。 |

各テーマの具体的な取り組み内容

| テーマ 1（環境 1） 低炭素・省エネルギー | |
|------------------------|--|
| 取組方針 | <ul style="list-style-type: none"> a 地域エネルギーマネジメント機能を実装した低炭素街区を形成・普及する。 b 産業都市の特性を活かし、再生可能エネルギーなど多様なエネルギー源の導入を図る。 c 車中心の交通体系から公共交通や自転車を活かした交通体系に転換する。 |
| 取組内容 | <p>地域エネルギーマネジメント機能を実装した低炭素街区を形成・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)総合的なエネルギー基本政策 (2)北九州スマートコミュニティ創造事業 (3)城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業 <p>再生可能エネルギー等の導入と普及（多様な次世代エネルギーが揃った都市）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)身近な場所における省エネ促進・再生可能エネルギー導入 (2)大規模太陽光発電の導入促進 (3)大規模風力発電の導入促進 (4)次世代エネルギー等に関する導入促進 (5)グリーンイノベーション研究開発の推進 <p>環境にやさしい交通体系の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)主要な公共交通軸の高機能化 (2)自転車利用環境の向上 (3)モーダルシフトの推進 (4)公共交通の利用促進に向けた市民の意識啓発 |

| テーマ 2（環境 2） 水・大気 | |
|------------------|---|
| 取組方針 | <ul style="list-style-type: none"> a 環境専門人材の育成を進め、技術移転のキーパーソンづくりと革新的な環境協力の案件形成に取り組む。 b 環境関係国際研修のプログラムを増加させ、より広域からの研修の受け入れと、途上国への専門家の派遣を増加させる。 |
| 取組内容 | <p>戦略的環境国際協力</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)実践的環境人材育成拠点の形成 (2)戦略的環境国際協力の推進 |

| テーマ 3（環境 3） 自然環境・生物多様性 | |
|------------------------|--|
| 取組方針 | <ul style="list-style-type: none"> a 市民活動による森林保全や街の緑の拡大を図る。 b 市民を中心とする保全活動を拡大し、生物多様性の拠点をつくる。 c 市内に多数ある環境学習施設を有機的に連携させ環境学習を進める。 |
| 取組内容 | <p>まちのもりプロジェクト～都市と自然の共生を目指したまちづくり～</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)環境首都100万本植樹 (2)里地里山の保全や利用～自然のふれあいと人に優しいコンパクトシティの形成～ <p>豊かな自然を活用した環境人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)北九州環境みらい学習システム（ESD）の推進 (2)環境修学旅行による誘客促進及び北九州ブランド化 |

テーマ4（環境4） 3R

| | |
|------|---|
| 取組方針 | <ul style="list-style-type: none"> a レアメタルやリチウムイオン電池などのリサイクル技術の開発と回収システムを構築する。 b 太陽光発電（P V）のリサイクル技術の開発と回収システムを検討する。 c 産学官民の協働意識を活かした全市的な3R推進運動に取り組む。 |
| 取組内容 | <p>北九州資源リサイクル拠点の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 使用済み小型電気電子機器等からレアメタル回収 (2) 使用済みリチウムイオン電池のリユース・リサイクル技術及びシステムの開発 (3) 太陽光発電（P V）システムの汎用的なリサイクル技術の開発 (4) 市民が一体となった3Rの推進（北九州市循環型社会形成推進基本計画の実践） |

テーマ5（超高齢化対応1） 地域医療

| | |
|------|---|
| 取組方針 | <ul style="list-style-type: none"> a 地域住民、専門職、医師会・歯科医師会・薬剤師会、行政等が一体となって、生活習慣病等の予防、健康づくりなどに取り組む。 b 眼科・耳鼻咽喉科も含め、24時間365日、軽症患者から重症患者まで受け入れることができる救急医療体制の更なる強化を図る。 |
| 取組内容 | <p>地域連携による健康の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活習慣病予防及び重症化予防 (2) 地域でGo!Go!健康づくり（市民センターを拠点とした健康づくり事業） <p>救急医療体制、リハビリテーション体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 充実した救急医療体制の構築 (2) 市民が安心して受診できる体制づくり (3) 質の高い在宅医療の提供 <p>障害児者の先進的リハビリテーションの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 療育センターを拠点とした支援事業の展開 |

テーマ6（超高齢化対応2） 地域の介護・福祉

| | |
|------|---|
| 取組方針 | <p>a 市民センター等、地域の住民に身近なところで高齢者の健康づくりを推進する。</p> <p>b 高齢者の健康や生きがいづくりのため、高齢者の知恵や経験を活用した多世代交流事業を推進する。</p> <p>c 住民と行政の力を結集し、地域で支えあう「いのちをつなぐネットワーク」を充実・強化する。</p> |
| 取組内容 | <p>住民主体の健康づくりの推進</p> <p>(1)健康マイレージ事業</p> <p>(2)百万人の介護予防事業（ひまわりタイチー・きたきゅう体操）</p> <p>(3)公園を活用した健康づくり</p> <p>(4)いきいき健康生活応援！新サービス創出事業</p> <p>健康で元気な高齢者をつくる多世代交流事業</p> <p>(1)環境首都100万本植樹【再掲】</p> <p>(2)里地里山の保全や利用～自然のふれあいと人に優しいコンパクトシティの形成～【再掲】</p> <p>(3)年長者研修大学校及び北九州穴生ドーム運営事業（生涯現役夢追塾含む）</p> <p>(4)高齢者いきがい活動支援事業</p> <p>(5)介護支援ボランティア事業</p> <p>地域福祉ネットワーク北九州モデルの充実・強化</p> <p>(1)いのちをつなぐネットワーク事業</p> <p>(2)地域ケアの実務者ネットワークの充実（保健・医療・福祉・地域連携システムの推進）</p> <p>(3)地域包括支援センターを中心とした相談支援・体制強化</p> <p>(4)高齢化先進都市として培った各種ノウハウや社会システムのアジアに向けた情報発信</p> <p>(5)総合的な認知症対策推進事業</p> <p>障害者相談支援体制の整備と地域支援</p> <p>(1)相談支援の入口としての機能</p> <p>(2)相談内容に応じた専門的な支援を行う主な機能</p> |

テーマ7（超高齢化対応3） 子育て・教育

| | |
|------|--|
| 取組方針 | <p>a 企業と学校が連携した「義務教育支援プロジェクト」を実施する。</p> <p>b 医療提供体制を充実することにより、安心して子どもを産み、育てられる環境を確保する。</p> <p>c 高齢者や女性がコーディネータを務める環境学習ツアーなどを実施し、子ども達に環境教育を行う。</p> |
| 取組内容 | <p>「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」の推進</p> <p>(1)環境未来都市にふさわしい人材の育成</p> <p>(2)地域との絆を結び、世代をつなぐ教育の推進</p> <p>(3)いつまでも「健康」でいきいきと生活できる環境づくり</p> <p>(4)特別な支援を必要とする子どもの教育の推進</p> <p>“北九州”「元気発進！子どもプラン」の推進</p> <p>(1)安心して生み育てることができる環境づくり</p> <p>(2)仕事と子育ての両立支援（質の高い放課後児童クラブの運営）</p> <p>(3)ニート、ひきこもりの自立支援</p> <p>(4)特別な支援を要する子どもや家庭への支援</p> <p>小児救急医療・周産期医療体制の充実</p> <p>(1)市民が安心して受診できる体制づくり</p> <p>(2)小児医療先進都市づくり会議</p> |

テーマ8（その他1） 復興支援と災害リスクの軽減

| | |
|------|--|
| 取組方針 | <p>a 北九州スマートコミュニティ創造事業の実証で得た成果や経験を東日本大震災の被災地の復興に役立てる。</p> <p>b 北九州地区に日本のディザスタリカバリ拠点を構築する。</p> |
| 取組内容 | <p>震災被災地復興支援</p> <p>(1) スマートコミュニティ創造事業などの成果を活用した被災地復興支援（岩手県釜石市）</p> <p>地域が主体となった被災者支援</p> <p>(1) 生活の面からの支援（「絆」プロジェクト北九州）</p> <p>(2) 産業の面からの支援（ものづくりの絆プロジェクト）</p> <p>(3) 大学の持つ技術面からの支援</p> <p>ディザスタリカバリ拠点の形成</p> <p>(1) ディザスタリカバリ拠点性のさらなる向上のために必要な基盤集積、新サービスの創出</p> <p>(2) 北九州 e-P O R T 構想の推進による情報通信基盤の一層の集積</p> |

テーマ9（その他2） 国際環境ビジネス

| | |
|------|--|
| 取組方針 | <p>a アジア低炭素化センターを中核とし、企業の環境ビジネスの海外展開を支援する。</p> <p>b 「北九州市海外水ビジネス推進協議会」が中心となり、上下水道の計画から施設整備、管理運営にいたるパッケージビジネスをアジア展開する。</p> |
| 取組内容 | <p>アジア低炭素化センター</p> <p>(1) 環境関連技術や行政のノウハウをパッケージ化</p> <p>(2) 海外とのネットワークを活用したマーケティング活動</p> <p>(3) 企業の環境ビジネスの海外展開支援</p> <p>(4) 中国・北京環境交易所との協定に基づく、温室効果ガスの二国間クレジットの仕組みづくりの拠点化</p> <p>(5) 北九州エコタウンの海外展開</p> <p>(6) 北九州スマートコミュニティ創造事業の海外展開</p> <p>官民連携による海外水ビジネスの展開</p> <p>(1) 海外水ビジネスの展開</p> |

◆スマートコミュニティ/スマートグリッド

I T を活用して電力の需給の最適化を図り、電力の安定供給を実現するための送配電線網が「スマート（賢い）グリッド（送電網）」である。また、スマートグリッドなどの電力だけでなく、熱エネルギーの有効利用や交通システムも含め、人々のライフスタイル全体を視野に入れた社会システムが「スマートコミュニティ」である。

◆グリーンイノベーション

環境・資源・エネルギー分野の革新的な技術等の研究開発と成果の実利用・普及のためのシステム転換の一体的推進に加え、新たな発想を活用することによるライフスタイルやビジネススタイルの転換、地域における農林業の再生、まちづくりなど、生活・地域社会システムの転換及び新産業創出を図るもの。

◆3R

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの語の頭文字をとった言葉。リデュース（ごみの発生抑制）、2. リユース（再使用）、3. リサイクル（ごみの再生利用）の優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方を示している。

◆いのちをつなぐネットワーク

“いのちをつなぐ”をキーワードに、既存の地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、セーフティネットの網の目を細かくしていくことで、支援が必要な市民を一人でも多く救えるよう、住民と行政の力を結集して「地域での見守り・支援体制（地域福祉のネットワーク）」をさらに強化・充実する取り組み。

◆ディザスタリカバリ

災害などによる被害からの回復措置、あるいは被害を最小限に抑えるための予防措置。

北九州市長 様

住 所
申請者 団体名
役職・代表者名 印

市民活動団体等による環境未来都市推進支援事業 補助金交付申請書

市民活動団体等による環境未来都市推進支援事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添付のうえ、下記のとおり申請いたします。

また、申請書の記載内容が事実と相違ないこと及び裏面記載の申請資格を満たすことを誓約するとともに、暴力団排除の取り組みの為に福岡県警察へ照会を行うことを承諾します。

記

- 1 補助の対象となる提案事業名 _____
 - 2 提案事業の企画内容 提案企画書（様式第2号）のとおり
 - 3 提案事業の実施期間 提案企画書（様式第2号）のとおり
 - 4 補助金交付申請額 _____ 円
 - 5 添付書類
 - (1)提案企画書（様式第2号）
 - (2)収支予算計画書（様式第3号）
 - (3)団体の概要書（様式第4号）
 - (4)団体の構成員名簿（様式第5号）
 - (5)団体の定款又は活動規約等の写し
 - (6)前年度活動報告書及び前年度収支報告書
 - (7)申請年度の団体の活動計画がわかる書類
- ※協議体を構成する場合は各団体の(4)～(7)も添付

| | | |
|--------------------------|----------------|---|
| 事務連絡 (※申請手続き を行う方) | 担 当 者 | |
| | 電 話 番 号 | |
| | 住 所 (書類送付先) | 〒 |
| | メールアドレス | |

(申請資格)

申請にあたっては、次の各号のいずれにも該当する非営利法人又は非営利法人を含む協議体とする。

1 非営利法人

- (1) 北九州市内に主たる若しくは従たる事務所を有する法人であること
- (2) 法人を規定する法律等で非営利活動を主たる目的とする、又は団体の定款若しくは類するもので非営利性が明確な団体であること
- (3) 団体の構成員が10名以上であること
- (4) 年間の活動計画があり事業収支が明確であること
- (5) 1年以上の活動実績を有し、その実績を示せること
- (6) 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条2号に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に定める暴力団員、又は暴力団と密接な関係を有する者が構成員に含まれる団体でないこと
- (9) その他補助を行うことが不適當と認められる団体でないこと

2 協議体の場合

- (1) 1の条件を満たす中核団体を一つ定め、その代表者を協議体の代表者としていること
- (2) 協議体の構成団体は5団体以下とし、その過半数が1の条件を満たすこと
- (3) 1の全条件は満たさないが、協議体の構成団体となる団体は、1の(4)～(9)の条件を満たすこと

環境未来都市推進支援事業 提案企画書

| | |
|---|--|
| 団 体 名 | |
| 提 案 事 業 名 | ※事業の内容や目的を表す、わかりやすい事業名を記入してください。 |
| 解決したい社会課題 | |
| 環境未来都市計画のテーマ | ※手引き6ページから該当するテーマを記載してください。 例) 7 超高齢化対応3-① 子育て・教育 |
| 事業の主な対象者 | |
| 事業の概要 (簡潔に) | |
| 実施による効果 (成果) | ※市民サービス向上にどのような効果が期待できるのかを記載してください。 |
| 【実施計画】 ①実施予定期間 ②実施場所 ③参加見込人数 ④活動内容 | ① 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 |
| | ② |
| | ③ |
| | ④ |
| 【市との協働】 ①希望する担当課 ②市に期待する役割 ③団体の強み及び 団体が担う役割 ④協働の必要性 | ① |
| | ②※専門的アドバイス、情報提供、活動の場の提供、広報、関係機関の連絡調整等、市に期待する役割を具体的に記載してください。 |
| | ③ |
| | ④ |

※必要に応じて記載枠を拡大してください。別紙を添付しても差し支えありませんので、できるだけ詳しく具体的に記載してください。

収支予算計画書

提案事業名

1 収支予算書

(単位:円)

| 収入の部 | | 支出の部 | |
|--------------------|-----|---------|-----|
| 区分 | 予算額 | 区分 | 予算額 |
| 補助金額 (交付を受けようとする額) | | 補助対象経費 | |
| 補助金以外の額 | | 補助対象外経費 | |
| 総額 | | 総額 | |

2 内訳

(単位:円)

| 収入の部 | | | 支出の部 | | |
|-------------------|-----|----|---------|-----|--------------------|
| 補助金 (交付を受けようとする額) | | | 補助対象経費 | | |
| 科目 | 予算額 | 内訳 | 科目 | 予算額 | 内訳 |
| 補助金 | | | | | |
| 補助金以外 | | | | | |
| 科目 | 予算額 | 内訳 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | ① 小計 | | |
| | | | ②管理運営費 | | ①×0.2 (一万円未満切捨) |
| | | | 補助対象外経費 | | |
| | | | 科目 | 予算額 | 内訳 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 小計 | | | ③ 小計 | | |
| 総額 | | | 総額 | | ①+②+③ |

※補助対象経費については、別紙を添付しても差し支えありませんので、できるだけ詳しく具体的に記載してください。

| | | |
|-----|--|---------------------------------------|
| 補助額 | | (①+②)×0.8 (一万円未満切捨) 但し、上限は100万円 |
|-----|--|---------------------------------------|

団体の概要書

1 申請団体（協議体を構成する場合は中核団体）

| | |
|-----------------------|--|
| 法人種類 | <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> 公益(認定)法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 医療法人 <input type="checkbox"/> (認可)地縁団体 <input type="checkbox"/> その他法人 () |
| 団体名 | |
| 事務所所在地 | |
| 代表者の役職・氏名(ふりがな) | |
| 団体設立時期 | 年 月 |
| 認証時期 | 年 月 (法人の場合のみ記入) |
| 会員数 | 名 (正会員 名、賛助会員 名) |
| 主な活動地域 | |
| 広報手段の有無 | 会報、広報誌等の発行 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 発行頻度(年 回) |
| | ホームページ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 URL: |
| | その他 () |
| 団体の目的 | |
| 主な活動実績 (時期・概要・成果等) | |

団体の概要書

2 協議体（協議体を構成する場合のみ記入してください）

(1) 協議体名称

| |
|--|
| |
|--|

(2) 構成団体

| 法人種類 | 団体名 |
|------|------------------------------|
| | 住 所 北九州市 団体名 役職・代表者名 印 |
| | 住 所 北九州市 団体名 役職・代表者名 印 |
| | 住 所 北九州市 団体名 役職・代表者名 印 |

添付書類（各団体について以下の書類の提出が必要です。）

- 1 団体の構成員名簿（様式第5号）
- 2 団体の定款又は活動規約等の写し
- 3 前年度活動報告書及び前年度収支報告書
- 4 申請年度の団体の活動計画がわかる書類

申請書の記載内容が事実と相違ないこと及び申請書裏面記載の申請資格を満たすことを誓約するとともに、暴力団排除の取り組みの為に福岡県警察へ照会を行うことを承諾します。



市民活動サポートセンターホームページ

<http://www.kirakirakitaq.jp/>

